

東御市環境管理組織に関する要綱

制 定 年 月 日	令和 2年 4月 15日			
改 定 履 歴	施 行 年 月 日	内 容	施 行 年 月 日	内 容
	令和5年8月1日	一部改定		
	令和6年5月14日	一部改定		
規 定 内 容	<p>第1条 趣旨</p> <p>第2条 定義</p> <p>第3条 環境管理組織</p> <p>第4条 環境管理統括者</p> <p>第5条 副環境管理統括者</p> <p>第6条 環境管理委員会</p> <p>第7条 環境管理責任者</p> <p>第8条 部門環境管理責任者</p> <p>第9条 環境活動実行部門</p> <p>第10条 実行責任者</p> <p>第11条 環境推進委員</p> <p>第12条 内部環境監査チーム</p> <p>第13条 環境管理事務局</p> <p>第14条 補則</p> <p style="padding-left: 20px;">附 則</p>			

東御市環境管理組織に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、継続的な環境の保全及び改善に取り組む環境マネジメントシステム（以下「システム」という。）を確立し、維持するための環境管理組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「本市」とは、次の各号に掲げる東御市役所の事務部局組織の集合体をいう。

- (1) 市長の事務部局及び会計課（ただし、生活環境課クリーンリサイクル係、保育園は除く。）
- (2) 教育委員会事務局（ただし、体育館、小・中学校、給食センターは除く。）
- (3) 議会事務局及び公平委員会事務局
- (4) 監査委員事務局
- (5) 農業委員会事務局
- (6) 選挙管理委員会事務局
- (7) 固定資産評価審査委員会事務局

(環境管理組織)

第3条 本市における環境管理組織は、次の各号に掲げる者等で構成する。

- (1) 環境管理統括者
- (2) 副環境管理統括者
- (3) 環境管理委員会
- (4) 環境管理責任者
- (5) 部門環境管理責任者
- (6) 実行部門
 - ア 実行責任者
 - イ 環境推進委員
- (7) 内部環境監査チーム
- (8) 環境管理事務局

(環境管理統括者)

第4条 環境管理統括者は、市長をもって充て、システムに関する全ての責任と権限を持ち、継続的な環境保全及び改善を総合的かつ体系的に推進するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 環境方針を決定及び改定をすること。
- (2) システムの見直しを行うこと。

- (3) 内部環境監査員及び第三者評価者を任命すること。
- (4) システムの確立及び維持のために必要な職員、有資格者を含む専門的な技能・技術及び施設整備や運営に必要な財源を確保すること。

(副環境管理統括者)

第5条 副環境管理統括者は、副市長をもって充て、次に掲げる業務を行う。

- (1) 環境管理統括者が行う業務の補佐
- (2) 環境管理統括者（市長）が不在の場合、環境マネジメントシステムに関するすべての責任と権限及び業務を行うこと。

(環境管理委員会)

第6条 環境管理委員会はシステムに関する事項を審議する。

2 環境管理委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、「東御市環境管理委員会要綱」に定める。

(環境管理責任者)

第7条 環境管理責任者は、市民生活部長をもって充て、職務上の他の責任にかかわらず、次に掲げる責任及び権限を有する。

- (1) システムを確立、実施、維持及び管理すること。
- (2) システムの定期的な監視及び測定による東御市地球温暖化地域推進計画（以下「地域推進計画」という。）の進捗状況を確認し、環境管理統括者に報告すること。
- (3) 不適合等是正措置の概要及び改善のための提案について、環境管理統括者に報告すること。

(部門環境管理責任者)

第8条 部門環境管理責任者は、各部等の長をもって充て、職務上の他の責任にかかわらず、次に掲げる責任及び権限を有する。

- (1) 部門内におけるシステムの有効性について指揮監督すること。
- (2) システムの定期的な監視及び測定による地域推進計画の進捗状況等を実行責任者から報告を受けること。
- (3) 不適合等是正措置の概要について、実行責任者が作成した不適合等通知書兼是正計画書（様式7）を承認し、環境管理事務局長に報告すること。

(実行部門)

第9条 本市における環境活動の実行組織は、次に掲げる部門で編成する。

- (1) 市長の事務部局 秘書課、総務課、企画振興課、文化・スポーツ振興課、国民スポーツ大会推進室、地域づくり支援課、市民課、税務課、生活環境課、人権同和政策課、子ども家庭支援課、福祉課、健康推進課、農林課、商工観光課、建設課、上下水道課、会計課
- (2) 教育委員会の事務局 教育課、保育課
- (3) 議会事務局及び公平委員会事務局

- (4) 監査委員事務局
- (5) 農業委員会事務局（農林課を含む。）
- (6) 選挙管理委員会事務局（総務課を含む。）
- (7) 固定資産評価審査委員会事務局（税務課を含む。）

（実行責任者）

第10条 実行責任者は、各実行部門（各課等）の長をもって充て、職務上の他の責任に関わりなく、次に掲げる責任及び権限を有する。

- (1) 当該実行部門における目標評価シート（様式2）及びエネルギー使用量報告シート（様式3）の作成を環境推進委員に指示し、部門環境管理責任者の承認を受け、環境管理事務局長へ提出すること。
- (2) 環境推進委員、職員、環境管理協力団体等に環境管理活動を指示及び周知すること。
- (3) システムの定期的な監視及び測定を行い、地域推進計画の進捗状況確認し、部門環境管理責任者及び環境管理事務局長に報告すること。
- (4) 不適合等に関して、是正措置を検討、実施し、不適合等通知書兼是正計画書（様式7）を作成し、部門環境管理責任者に提出すること。
- (5) その他環境活動に関し必要な業務を行うこと。

（環境推進委員）

第11条 環境推進委員は、実行責任者の指示を受け、次に掲げる事務を行う。

- (1) 目標評価シート（様式2）及びエネルギー使用量報告シート（様式3）を作成し、実行責任者へ提出すること。
- (2) システムの定期的な監視及び測定を行い、実行責任者に報告すること。
- (3) その他、実行責任者の指示を受け、必要な事務を行うこと。

（内部環境監査チーム）

第12条 本市が定めたシステムが適切に実施されているかを評価するため、内部環境監査員で組織する内部環境監査チームを設置する。

- 2 内部環境監査チームの組織及び運営に関し必要な事項は、「東御市内部環境監査要綱」に定める。

（環境管理事務局）

第13条 システムを確立、実施、維持及び管理するために環境管理事務局を生活環境課に置き、環境管理責任者の指示により、次に掲げる事務を行います。

- (1) システム文書の制定・改廃案の作成を行うこと。
- (2) システム文書の加除・保存・廃棄を行うこと。
- (3) 環境教育・訓練・研修会等の運営を行い、その内容について記録すること。
- (4) 苦情処理に関し、その回答書及び顛末記録を保存すること。
- (5) システムの状況等を公開すること。
- (6) その他、環境管理責任者が必要と認めること。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、環境管理組織に関し必要な事項は、環境管理統括者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 15 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 14 日より施行する。